

(昭和43年4月15日施行)

## 西 浦 町 会 規 約

### 第1章 総則

#### 第1条 名称及び事務所

本会は西浦町会（以下「本会」という）と称し、事務所を公民館に置く。

#### 第2条 区域

本会の区域は、羽曳野市西浦の区域とする。

1. 本会を東・西・南・北・桜ヶ丘の五区に区割りする。（以下「5町会」という）
2. 各区は、その区の実状に応じて区分けしてよい。

#### 第3条 会員

1. 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。
2. 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

#### 第4条 目的

本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域生活環境の整備や防災などに努めることを目的とする。

#### 第5条 事業

本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦に関すること
2. 防災、防火、交通安全に関すること
3. 住民相互の連絡、広報に関すること
4. 所有する資産・施設の管理及び運営に関すること
5. 市から管理を委任された羽曳野市羽曳が丘三丁目墓地（301～305番地）の管理運営に関すること。
6. その他本会の目的達成に必要な事業

### 第2章 役員・顧問

#### 第6条 役員の種別

本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 一般会計 1名 4. 特別会計 1名 5. 書記 2名
6. 5町会の区長 各区1名 7. 5町会の評議員 各区若干名 8. 5町会の班長 各班1名
9. 水利土木委員長 1名 10. 実行組合長代表 1名

#### 第7条 役員の職務

1. 会長は、市役所との折衝および水利土木委員長、実行組合長代表、各区長との連絡を密にして町会の発展に努める。日吉神社総代表・西浦墓地管理組合委員会委員長は会長が兼務する。
2. 一般会計は、会費等の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿書類を管理する。
3. 特別会計は、一般会計に属さないものの収支を扱う。
4. 書記は、総会および役員会の議事録等を作成する。
5. 区長は、会長を補佐すると共に区内の実状を常に把握し、会長及びその区の評議員と協議の上処理する。  
(2) 区長は、夫々の区域内に居住する住民から相談等を受けた場合は、事情の許す限り解決に努める。
6. 評議員は、区長からの連絡事項を、各班長を通じ各家庭に伝達すると共に、班長からの相談等を受け、区長と協議の上その解決に努める。  
(2) 評議員は、区内の町会費を各班長から受取り一般会計に納入する。  
(3) 5町会に評議員補佐（若干名）を置くことができる。
7. 班長は、評議員より受けた連絡事項を班内各家庭に伝達すると共に、各家庭からの相談等を聞き、評議員に連絡の上、その解決に努める。  
(2) 班長は、町会費について第16条に準じて集金し、評議員を通じ期日までに一般会計に納入する。
8. 水利土木委員長は、町会を代表し水利・土木の活動を常に把握し、指導等町会発展に努める。
9. 実行組合長代表は、農産物生産活動の向上および農地利用状況を把握し、遊休地対策等の指導に当る。

#### 第8条 役員の任期

1. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 一般会計及び特別会計の任期は2年とし、再任はできない。

3. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第9条 役員の選任

1. 役員会の協議により、会長・副会長・一般会計・特別会計・書記を選出する。
2. 各区の実状に適した方法により、区長、評議員を選出する。
3. 各班の実状に適した方法（輪番等）により、班長を選出する。
4. 実行組合長、水利・土木各委員の協議により、水利土木委員長を選出する。
5. 実行組合長より、実行組合長代表を選出する。

#### 第10条 顧問の選任

本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が委嘱する。

#### 第11条 顧問の職務

顧問は、町会の運営に関する相談に応ずるため、役員総会・役員会・運営委員会等に出席して意見を述べることができる。

### 第3章 町会の運営

#### 第12条 役員総会（初談会）

1. 役員総会は、第6条の役員をもって構成する。
2. 役員総会は会長が招集する。
3. 役員総会は、毎年1月に開催する。会長が必要と認めたときは、臨時役員総会を開催できる。
4. 役員総会は、事業報告・決算報告及びその他の重要事項を審議し、議決する。
5. 総会は役員 $\frac{1}{2}$ の出席をもって成立する。
6. 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。
7. 止むを得ない理由のため役員総会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。
8. 前項の場合における第12条7項の適用については、その役員は出席したものとみなす。

#### 第13条 役員会

1. 役員会は、班長を除く第6条の役員をもって構成する。
2. 役員会は、会長が招集する。
3. 役員会は、奇数月に開催する。会長が必要と認めたときは、臨時役員会を開催できる。
4. 役員会は、第5条の事業について話し合うと共に、必要に応じて審議・議決し執行できる。
5. 役員会の成立および議決は、役員総会に準ずる。
6. 止むを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。
7. 前項の場合における第13条6項の適用については、その役員は出席したものとみなす。

#### 第14条 運営委員会

1. 町会の事業の円滑な運営を図るために運営委員会を設置する。
2. 運営委員会は、区長・評議員と班長を除く第6条の役員をもって構成する。
3. 運営役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

### 第4章 会計

#### 第15条 会計年度・会計監査

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日から始まり、12月31日に終わる。
2. 会計監査は区長より2名選出する。

#### 第16条 会費

年間一戸当たり2,400円とする。一回払いを原則とするが、2月、8月の二回分割も可とする。なお、2月徴収分は2月10日までに、8月徴収分は8月10日までに一般会計に納入する。

付則：平成16年1月1日一部改正、平成20年1月1日一部改正、平成22年1月1日一部改正  
平成25年1月1日一部改正、平成29年1月1日一部改正、令和2年11月1日一部追加  
令和4年1月1日一部改正・追加、令和6年1月1日一部追加